



## 第 8 0 号

門野 晶  
KCCN 理事  
消費生活相談員

### 未成年者によるインターネット通信販売の定期購入契約

#### 1. はじめに

2019年度の全国の消費生活センターへの相談内容をみると、販売購入形態別では「通信販売」に関する相談が相談全体に占める割合は32.8%と、2013年度以降最も高くなっており、中でも「インターネット通販」に関する相談が多い。また、通信販売で「初回無料」などをうたった定期購入に関する相談件数は、23,021件（2018年度）から50,281件（2019年度）に増加しており、その影響で増加の目立つ商品・役務等は「健康食品」、「化粧品」が上位を占め、2018年度に比べて約1.7倍に増加した。<sup>1)</sup>

契約者の年代別では、20歳未満の未成年者による「通信販売」に関する相談件数は、11,872件（2018年度）から18,732件（2019年度）に増加している。また、未成年者が「通信販売」で契約した「健康食品」、「化粧品」に関する相談も増加している。<sup>2)</sup>

今後トラブルの増加が懸念される未成年者によるインターネット通信販売の定期購入契約について考える。

#### 2. 未成年者による定期購入契約に関する相談と問題点

インターネットの普及やキャッシュレス化が進む中、未成年者であってもスマートフォン等を利用して、簡単に通信販売による契約ができるようになった。インターネット上には、若者にも関心の高いダイエット関係の健康食品や化粧品等の販売広告が、「初回無料」「初回100円」などと表示されている。

例えば、未成年者がお小遣いで買えると思い1回だけのつもりで「初回100円」の化粧品を申し込んだが、翌月再度同じ商品が届き2回目の高額な請求や督促に困って親に相談したという事例や、親の方が複数の健康食品や請求書が放置されていることに気付いたという事例もある。

インターネットの販売広告には契約内容や解約の条件等が表示されているが、未成年者は契約についての知識、経験や判断力が不十分な状態にある。自分が申し込んだ契約が定期購入であることを十分に理解しないまま、お試しのつもりで複数の販売事業者と定期購入契約を繰り返している場合がある。また、未成年者の中には、未成年者が契約をするには原則として法定代理人（親権者または未成年後見人）の「同意を得なければならない」（民法第5条第1項）ことの認識自体が希薄な場合がある。

法定代理人の同意がない未成年者の契約は、一部の場合を除いて「取り消すことができる」（同法第5条第2項）。しかし、販売事業者に未成年者取り消しを申し出ても、未成年者が申し込みの際の年齢確認で成人年齢を入力していた場合や、法定代理人の同意ありという項目にチェックしていた場合がある。また、販売事業者から未成年者の場合は法定代理人の同意が必要である旨を利用規約に表示していると言われる場合や、未成年者取り消しの原状回復義務は「現に利益を受けている限度」（同法第121条の2第3項）にとどまるにもかかわらず、商品を返品するなら取り消しに応じると言われる場合がある。

（次のページへつづく）

確かに、成人年齢を入力しただけではいわゆる「詐術を用いた」（同法第 21 条）とは言えず、「個別具体的な事情を総合考慮した上で実質的な観点から判断されるもの」と解されている。また、利用規約に未成年者は法定代理人の同意が必要であると表示している場合でも、「この記載のみをもって法定代理人の同意ありと推定することは必ずしもできるものではないため、他の要素と合わせて同意の有無を判断する必要がある」と解されている。<sup>3)</sup>

しかし、インターネット通信販売のような対面せずに契約する販売方法では、年齢や法定代理人の同意を判断することは容易ではない。未成年者取り消しの制度があっても、その主張を実現するためには、個々の事案の状況に応じて販売事業者との交渉が必要になる場合がある。

### 3. 未成年者による定期購入契約に向けて

インターネット通信販売の定期購入に関する問題は、未成年者の契約トラブルにも大きく関わる問題である。定期購入という販売方法によって、初回の価格表示の安さから申し込みをする未成年者が思わぬ高額契約に陥る可能性がある。

未成年者の定期購入契約に関するトラブルを予防するためには、消費者啓発の場面や学校での消費者教育の場面でも、通信販売の定期購入に関するトラブル事例を取り上げ、販売広告を見る際に確認すべき表示事項や規約事項を具体的に示して注意喚起することが求められる。通信販売を利用する際に、契約時の申し込み確認画面や利用規約をできるだけ保存しておくことは、未成年者自身が契約内容を正確に把握する機会となるだけでなく、事後にトラブルが生じた際にも有益であることを周知することが望まれる。

また、未成年者自身がトラブルを予防するだけでなく、定期購入という販売方法に関する法整備が必要である。成人年齢の引き下げによって未成年者取り消しによる救済の範囲が狭くなり、若年者の定期購入契約に関するトラブルは更に増加することが予測される。定期購入の販売広告を行う際の表示及び解約方法等について、トラブル解消に役立つ早期の法改正が望まれる。

1) 独立行政法人国民生活センター「PIO - NET にみる 2019 年度の消費生活相談の概要」

(令和 2 年 8 月 6 日)

2) 独立行政法人国民生活センターHP 消費生活相談データベース

3) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(令和 2 年 8 月)

(2020 年 12 月)